

第2回 世田谷区本庁舎等整備審議会 議事録

- 日時 平成20年12月11日（木） 19:00～20:47
- 場所 世田谷区役所第一庁舎 庁議室
- 出席者 照井委員、牧委員、松島委員、井手委員（代理：星委員）、高橋委員（代理：山田委員）、宇田川委員、後藤委員、斎藤委員、額賀委員、倉本委員、河原委員、杉田委員、上野委員、黒木委員、竹内委員、中村委員、柳田委員
(順不同)
- 次第
- 1 本庁舎等見学会のまとめ
 - 2 審議
 - (1) 第1回審議会の論点整理
 - 地域行政制度について
 - 区の財政状況について
 - (2) 審議会の全体像と検討手順
 - (3) 本庁舎等の現状とあるべき姿
～ 区民サービス面 ～
 - (4) 第3回審議会の日程及び内容の確認
 - (5) その他

■議事経緯

【会長】 それでは、ただいまから第2回本庁舎等整備審議会を開催いたします。

本日は、ご欠席の委員もいらっしゃいますが、2分の1以上の委員出席でございますので、審議会は成立しております。

そこで審議に入る前に、本日の配付資料の確認について事務局からお願いいたします。

(「配布資料の確認」)

【会長】 それでは、審議会次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、終了時間についてはおおむね8時30分ということにしたいと思いますので、ご進行のほどご協力をお願いしたいと思います。

本日4時半からは、ご都合のよい方に庁舎と区民会館の見学を行っていただきました。ご参加の皆様、お疲れさまでございました。

初めに庁舎見学のとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

【庁舎計画担当課長】 それでは、本日 4 時半から委員の皆様にご参加いただきまして、1 時間半程度、本庁舎と区民会館などをご見学いただきました。本日見学会にご参加できなかった委員さんもいらっしゃいますので、見学内容について確認させていただきます。資料につきましては机の上に置かせていただいていますこの 4 色刷りの A 4 縦の本庁舎等見学会資料をご覧くださいと思います。なお、見学会に参加された方は、見学会にお渡しした資料を、同じ物ですので、ご覧くださいと思います。

まず 1 ページ目に、見学箇所と課題について整理してございます。2 ページ目に庁舎の配置図が書かれています。3 ページ以降から、各見学箇所の写真を添付してございます。見学場所につきまして、ポイントのみ振り返らせていただきたいと思います。資料の下に振ってあるページの数字でご説明いたします。

まず 3 ページをご覧ください。ここでは駐車場と駐輪場が不足している状況をご覧くださいました。めくっていただいて、4 ページから 5 ページでは、庁舎の分散化によって、サインをいろいろ工夫していても、なおかつわかりにくいという状況をご覧くださいました。

6 ページから 10 ページでは、待合スペースや相談スペースの不足など、狭隘化の状況をご覧くださいました。続きまして 11 ページでございます。こちらは車いすの利用ができるように後から工事を行ったために、トイレが狭い状況をご覧くださいました。またおめくりいただきまして、13 ページでは事務室の床がゆがんでいる状況をご覧くださいました。

続いて 14 ページ、15 ページですが、ここは第二庁舎の地下の部分ですけれども、車いすの利用者がエレベーターにアクセスしにくい状況をご覧くださいました。続いて 16 ページ、17 ページでは、中庭の広場がいろいろなイベントが開催されて憩いの場として活用されている状況と、ただ十分な強度がないために、災害時に車両が入れないという状況を説明させていただきました。それから 18 ページから 21 ページ、これは区民会館ですけれども、階段を多用したデザインであるために、車いす利用者が利用しにくいという状況をご覧くださいました。

続きまして 22 ページは第一庁舎 1 階のロビーですが、ここでミニコンサートや展示会を行う場として活用されて区民から好評を得ているところですが、行政窓口や記載台、待合室と兼ねているために、スペース的にもう少し余裕が欲しいという状況をご覧くださいました。23 ページと 24 ページは、第一庁舎で高齢者などが利用しにくいトイレの状況をご覧くださいました。

地下に行きまして２５ページですが、会議室が庁舎全体で非常に不足しているために、ほかの作業スペースから転用した状況をご覧いただきました。それから２７ページは第一庁舎の４階ですが、事務室が狭隘化しているために、待合スペースがほとんどない状況をご覧いただきました。最後に２８ページは床のクラックの状況、それから２９ページは災害対策の中枢としては非常に狭いスペース、それから最後に３０ページの雨漏りの状況をご覧いただきました。

以上、簡単ではございますが、庁舎見学会の確認とさせていただきます。

【会長】 どうもありがとうございます。

それでは、審議の（１）、第１回審議会の論点整理について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料の２－１の①をご覧ください。この資料は前回の審議会の議事要旨という形をとらせていただきながら、主な論点を整理したものでございます。まず審議会の運営についてですが、前回お配りいたしました審議会条例をはじめ、条例の施行規則等々もろもろのルールについては了承されました。あわせて次の４つも確認されました。

まず１点目、検討対象範囲ですが、事務局では本庁舎等を第一庁舎並びに第二庁舎、それから区民会館と想定しておりますけれども、審議会の意見、区民の意見を尊重しながら検討対象をやや柔軟に検討していく必要がある。また総合支所につきましては、建物そのものは検討対象外といたしますが、行政サービスを議論する過程では、必要に応じて議論の内側に入ってくるということを確認されました。

それから審議会の位置づけについてですけれども、本審議会は最終決定機関ではないという確認です。区長はこの審議会答申を当然尊重されます。あわせて区民意向、並びに議会の意向も勘案して最終的な判断を行われます。また必要に応じて予算措置並びに契約行為を伴いますので、これらは議決を伴いますので、その意味でもこの審議会は最終決定機関ではございません。

それから３つ目、区長からの諮問の基本的事項とはということでございますが、区は本庁舎等を改築する方向で検討することとしておりますので、諮問の最も基本的な事項は来年３月までに改築の是非を確認していただくということが該当いたします。

それから４つ目、意見の集約についてですが、この審議会には小委員会などの専門的な検討機関は設けません。したがって、この１０回のこの審議会の議論そのものを通じて答

申書がまとめられるという確認でございます。なお、発言機会が足りない場合には、今日もいただいておりますが、A 4、2 枚程度以内で意見を事務局に事前に提出いただければ、次回のときにご披露申し上げて議論を深めたいと考えております。提出方法は特に定めません。

2 ページ目に行かせていただきまして、どのような提案、ご意見があったかおさらい申し上げます。

1 つ目、まず区の総合行政の中で位置づけながら、庁舎整備の議論を進めてほしいというご意見です。また、本庁舎等について考える際には、総合支所のあり方も含めて検討していきたいというご意見です。これにつきましては、区ではかねてから地域行政の基本理念に沿って総合的な施策を展開してまいりましたので、これまでの主な取り組みにつきましていただきましたご意見に対応する形で、後ほどご説明申し上げます。

2 つ目、世田谷区はまちづくり、それから本庁舎整備でも他の自治体に先駆けた先進的な評価を受けてまいりました。こうした文化を継承しながら、これからの社会にも対応できる行政サービスや庁舎のあり方を検討していくべきだというご意見がありました。それからまた、今のこの庁舎の何を評価して、何を継承できるのかという議論をしていくことが大事だと。そうすることによって初めて、仮に改築がされたとしても、新しい庁舎に区民が愛着を持てるようになるのではないかとというご意見です。

一方、次のような意見もありました。次代を担う若い世代も含めて活動しやすい庁舎にしてほしい。思い出を残すことも大事だけれども、仮に改築したとしても、これから育ってくる人にとってはその新しい庁舎がまた新しい思い出につながるんだということで、現庁舎にあまりこだわる必要はないのではないかとというご意見でした。

3 つ目、立地の問題です。現庁舎がある場所は歴史的にも世田谷の中心部だったので、その意味で、庁舎がここにあるということ自体に一つの意味、意義があるのではないかと。こうした歴史的な背景からも本庁舎のあり方を議論してほしいと。一方、将来にわたって長期的な視点から見た場合には今のこの場所が妥当なのかどうか、ほかにいい場所はないのだろうかという点から、白紙に戻して考えてはどうかというご意見もございました。

4 点目、ユニバーサルデザインですが、これからますます来庁者の高齢化が見込まれますので、段差の多い現庁舎は問題が大きい。そう考えると、自由な設計ができ、安全な庁舎が実現できる改築のほう望ましいと思うというご意見がありました。その場合、今のユニバーサルデザインではなくて、50 年先に行くようなユニバーサルデザインをつくるべき

だというご意見です。

5つ目、環境問題です。本庁舎は世田谷区のシンボルになるので、将来振り返ったときに、環境対応面でこの庁舎は先進的だったと評価されるような庁舎を整備すべきだというご意見です。

3ページ目に参ります。6点目、庁舎の主人公は区民であるということで、来庁者にとって快適な空間、交流しやすい魅力的な施設を計画したいというご意見です。

7つ目、職員の就業環境。先ほどもご覧いただきましたけれども、職員が気持ちよく働くことにも配慮すべきだ。現在の就労環境は問題・課題が多いということで、業務効率が落ちているのではないかとご懸念です。

それから8点目、これは改修か改築かをめぐって多様な視点から検討すべきだという意見を幾つか頂戴しました。例えば各地で近代建築が壊されて問題になっているということで、現庁舎を使い続けることができないのか。改修も可能なのであるということ、あるいはこういう方法があるのだという方法論についてもいろいろな観点から検討する必要があるというご意見です。

一方、耐震性の確保はこれから不可欠ですし、時代の環境に対応する施設でなければならない。とりわけIT化、情報技術の進展などは改修ではなかなか追いつきづらい面もあるので改築が必要であると、先を見越した施設をつくるべきだというご意見です。

それからまた、経済的、社会的に課題が多い今の時期に改築の方向で結論を急ぐ必要はあるのだろうかということを議論したいというご意見です。このご指摘に関連いたしまして、後ほど区の財政状況について説明を申し上げます。

さらに、箱もの行政の失敗例を教訓にすべきだ、規模の大きさだとかシンボリックなデザインを重視した建物よりも、機能性を重視して職員が快適に働ける建物であってほしいというご意見を頂戴いたしました。

以上ご説明いたしましたように、前回の審議会、初回ではございましたけれども、早速大変本質的なご意見、ご指摘をたくさんちょうだいしたと理解しております。

資料の説明は以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、どうぞお願いしたいと思います。

ございませんようでしたら次に進ませていただきます。次に、地域行政制度について、事

務局から説明をお願いいたします。

【庁舎計画担当部長】 本日欠席をされています委員から、世田谷区の本庁舎等の整備検討に関する私見をいただいております。皆様のお手元の資料の最後につけてありますので、お読みいただければと思います。なお、私見の中で、2の②の（１）の区行政運営システムの将来像と本庁舎の役割についての項で、これから事務局から説明いたします、地域行政制度に関連します本庁と支所の役割について、ご意見などがございます。先にご案内をさせていただきました。この後の審議の意見として加えていただければと思います。

私からは以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。それでは、続きをお願いいたします。

【庁舎計画担当課長】 はい。それでは、前回の審議会におきまして何名かの委員さんから、世田谷区の地域行政制度に関するご発言がございました。そこで各委員さんの共通認識とするために、お手元の資料2-1の②、A3の横長の紙ですけれども、これに基づきまして地域行政制度について、基本的なことを簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず左側の、世田谷区における地域行政の推進についてでございます。1の地域行政の基本理念ですが、世田谷区は面積も広く、歴史や文化も多様であることから、1つの区としての一体性を保ちつつ、区内を5つの地域に分けて、地域に総合支所という行政拠点を設置し、ここを中核としてそれぞれの地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、身近な地域での区政への区民参加の促進を図ることによって、区民自治の確立を目指すものでございます。

2のあゆみにつきましては、後ほど右側の資料で説明させていただきます。

3の三層制における行政組織の基本的な役割ですが、世田谷区では、地域行政を実現するための行政組織として、本庁・5つの総合支所・27の出張所・まちづくり出張所の三層構造の地域行政制度をとっています。（１）の本庁ですが、ここでは政策方針や計画などの全区的な統括機能を主に担っています。（２）の総合支所ですが、各地域の特性にあったサービスやまちづくりを進めるため、地域内の出張所と連携・支援を行っています。（３）の出張所・まちづくり出張所ですが、町会自治会をはじめ、地域活動団体と連携・協働して、地区における課題解決のために支援等を行う地区のまちづくりの拠点であるとともに、出張所に関しましては、住民異動届けの受け付けや住民票の交付などの身近な行政サービスを行っています。

続きまして、右側のページでございますが、地域行政制度の変遷をまとめたものです。1

7年間に及ぶ世田谷区独自の地域行政制度によりまして、行政サービスの利便性や住民参加が促進されているものと評価されているところですが、その一方で、制度発足当時と比べて、少子高齢社会の進展やIT化の飛躍的な進展がありましたし、職員数削減などの行政の効率化を求める声が高まる中で、区の組織・体制についても見直しが求められてきました。その時々々の社会経済状況の変化に対応して、最小の経費で最大の効果を上げるために組織を常に見直すことは行政の使命ですので、世田谷区の組織も例外ではなく、資料に記載されているような改善を常に行っています。

まず、昭和54年から地域行政制度の構想が始まりました。構想から12年を経まして、平成3年に三層構造の地域行政制度がスタートしました。

その後、平成9年から平成14年にかけて、その時々々の社会情勢や区民ニーズ等の変化に対応して、例えば高齢社会の進展に対応するため、保健と福祉の統合、それから都市整備領域の地区展開などの変遷を経ました。

平成15年に区長が現熊本区長になりまして、区民の目線で区政の流れを変えるということで、すぐやる課を設置するとともに、行政組織全般につきましても、見直しの検討に着手いたしました。

平成16年度には、子どもや家庭の問題に総合的に取り組むために子ども部を設置し、災害に強いまちづくりを進めるためには、道路整備が最重要ということで、道路整備部を新設するなどの組織改正を行いました。

平成17年に、行政改革への区民ニーズの高まりに応えると同時に、地域コミュニティの希薄化に対応するために、出張所改革を実施しました。かつて、出張所の窓口は管轄制をとってまして、例えば住民票も管轄の出張所でしか取れませんでした。が、ファクシミリ導入をはじめとして、コンピューターの導入などによりまして、どこのお出張所でも住民票の異動などの届出ができるようになりました。そうすると、駅前の利便性のいい出張所に区民が集中するようになる一方で、来客が激減する出張所も出てくるようになりました。

そこで、区民からも効率性の観点から見直しを求める声が高まり、出張所改革を実施したものです。他区が同様に出張所を廃止、もしくは統合する中で、世田谷区はまちづくりを重視する観点から三層構造を維持し、27カ所のお出張所をすべて残した上で、窓口事務につきましては、来客数の多い7カ所のお出張所に集約して効率化を図ると同時に、一部の窓口事務とまちづくり支援事務を主に行う20カ所のおまちづくり出張所に再編成しました。しかしながら、地域行政の理念でありますまちづくり事務に関しましては、27カ所すべての出張所

でより一層強化して実施していくものとしたものでございます。同時に、さらなる区民サービスの向上のために証明書自動交付機の設置や、土曜日窓口の開設などの新たなサービスを実施しました。

この出張所改革に関する区民の評価は、意識調査では6割の方が、区政モニター調査では8割の方が「よい取り組み」と評価をいただいております。

これに続きまして、平成18年には、安全・安心のまちづくりを実現するための生活拠点整備やみどりとみず施策の推進のための部署を新設するとともに、より一層の行政の効率化を図るために、民間事業者を対象とした土木部門の本庁集約などを行いましたが、これらの部署は、主に新築されました城山分庁舎やプレハブ庁舎に設置しています。なお、区民の要望に応える最先端拠点であります土木管理事務所と公園管理事務所は引き続きそれぞれ5カ所の地域に残しております。

地域行政制度の説明は以上でございますが、区の組織や体制はそのときどきの社会情勢や区民ニーズを踏まえまして、常に検討と改善を行っておりますが、地域行政が掲げます区民自治の基本理念は一貫して不変でございます、本庁・総合支所・出張所という三層構造は、今後とも維持してまいります。以上のようなことをご理解の上で、本庁の問題をご議論いただければと思います。

ご説明は以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

引き続きまして、区の財政状況について、事務局から説明願います。

【政策経営部長】 私のほうから、区の財政状況についてということでご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

資料につきまして、資料2-1の③をご覧いただきたいと思います。こちらに4つのグラフ等を用意してございますが、まず先にちょっと若干口頭でお知らせしたいと思いますが、今現在の世田谷区の予算規模ということで申しますと、平成20年度の一般会計当初予算におきましては、2,354億円となっております。これにつきましては、過去最大規模という予算規模でございます。それに特別会計というのがございますが、世田谷区では5つの特別会計がございまして、国民健康保険事業会計、それから後期高齢者医療会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計、さらに中学校給食費会計という5つの特別会計がございまして、この特別会計の合計が約1,400億円になってございます。したがって、20年度の世田谷区の当初予算全体、一般会計と特別会計をあわせると3,754億円という規模になっ

てございます。

これは23区中最大規模でございまして、若干ご紹介いたしますと、一般会計の規模で申しますと、2位が大田区で2,188億円、3位が足立区で2,180億円、それから4位が練馬区の2,109億円ということで、いずれも2,100億円台が2位以下でございます。世田谷区は先ほど申しましたように2,354億円という一般会計の規模となっているものでございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思いますが、現在の世田谷区の財政状況についてということで、幾つかの指標をもってお話をさせていただきたいと思っております。まず左側のほうでございしますが、財政指標としまして、1番目としまして財政健全化法による財政指標というのがございます。これは、平成19年6月に成立したばかりの法律に基づく、いわゆる財政指標ということになってございます。これは例の夕張市の財政破綻等を踏まえまして、いわゆる早期に地方自治体の財政についてチェックをする必要があるだろうということでこういう法律ができて、ここに表の中にありますように、実質赤字比率以下、4つの指標について公表していくということが義務づけられたものでございます。

若干紹介させていただきますが、まず1番目に実質赤字比率というものがございます。これにつきましては、その点線の枠の中でちょっと小さい字で書いてございますが、1つ目の○のところにありますように一般会計等ということで、「等」というのは、本区では中学校の給食会計も合算してございますが、それを対象としまして、実質赤字の標準財政規模に対する比率ということでございます。つまり赤字がどれだけ出ているかということを端的に示すものでございます。

本区につきましては、世田谷区のところの四角の中には「―」となっておりまして、平成19年度の決算におきまして、実質収支額につきましては約56億円の黒字でございましたので、いわゆる赤字にはなってございませんもので、表記としては「―」という形になってあらわしてございます。

それから連結実質赤字比率というものがございます。これは、先ほど申しました一般会計等に合わせまして、すべての特別会計を合わせたものに対して実質赤字がどうなっているかというものでございます。これにつきましても、いわゆる一般会計に特別会計を合わせました実質収支額につきましては約89億4,000万円の黒字となっておりまして、赤字が出ていないということで、ここも「―」ということでの表記をしております。

それから3番目の実質公債費比率でございしますが、これはいわゆる公債費及び公債費に準

じた経費が、標準財政規模に対してどの程度の比重となっているかをあらわす比率でございまして、これは過去3年間の平均で示すということになってございます。この実質公債費比率につきましては、記載のとおり4.9%となってございますが、早期健全化基準が25%でございまして、それ以下ということになっているものでございます。

それからもう1つが将来負担比率というのがございます。これは地方債残高のほかに、一般会計とか将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率というような比率でございまして、本区の平成19年度の将来負担比率につきましては、将来負担見込み額に対しまして、基金などの充当可能な財源が上回っているということでございまして、ここも「―」という表示となっているものでございます。

それからその下に経常収支比率というものがございます。こちらの経常収支比率につきましては、一般財源の総額に対しまして、いわゆる義務的経費でございまして、いわゆる人件費ですとか扶助費ですとか、あるいは公債費みたいないわゆる義務的に経費として支払わなければいけない、そういう義務的な経費などの経常的な経費に充当された金額の割合を示すものでございます。この経常収支比率につきましても、財政の健全度をはかる指標の1つでございまして、割合が高ければ高いほど、いわゆる財政が硬直化しているということになってございます。通常ですと、70%から80%が適正水準と言われているものでございます。

世田谷区では、減税等の影響や公債費、扶助費や物件費などの経常的な経費の急速な伸びによりまして、一時、これは平成11年度でございまして、90.8%に達してございました。その後、徐々に改善をしてきてございまして、平成18年度には適正水準でございまして76.7%になってございまして、平成19年度の決算におきましてもほぼ横ばいの77%というところにとどまっているものでございます。

続きまして、右側のほうをちょっと見ていただきたいと思います。基金と特別区債の状況ということでお示ししたものでございます。まず、最初に基金の状況についてでございます。基金残高の推移につきましては、こちらの表にお示ししたとおりでございます。平成19年度につきましては、世田谷みどり33の推進ということに向けまして、公園緑地整備等に110億円ほどの基金を積み立ててでございます。また小・中学校の改築・改修経費の確保のために、約45億円ほど積み立ててございまして、平成19年度には全体で約155億円を積み立てました。

その結果、平成19年度末の基金残高におきましては、過去最高の、こちらのグラフにもございますように699億円、約700億円の基金残高となってございます。20年度にお

きましては、これは見込みで約20億円減の状況で書いてございますが、今年度公園緑地の用地取得のために約20億円を取り崩す計画をしてございましたので、20年度につきましては見込み額で19年度に対しまして約20億円ほどの減という形で見込みをしてございます。

最後に特別区債の状況でございます。右の下の方のグラフでございます。こちらに特別区債の残高の推移を示したものでございます。この特別区債の残高につきましては、着実な償還と新たな発行の抑制によりまして、平成10年度に、この時点がいわゆるピークになりまして、約1,469億円の起債残高がございました。その後、着実な起債の償還をしてきてございまして、平成19年度末の特別区債残高は約911億円というところまで減ってきてございます。さらに20年度末の見込みといたしましては、さらに100億円ほど減るものということで、819億円の特別区債残高ということで、さらに減少する見込みと考えてございます。

このように、今、何点かの指標でお話ししましたが、本区の財政状況につきましては、財政健全化比率、あるいは経常収支比率の状況、また基金の状況や特別区債残高の推移などから見ますと、財政状況は健全であるというふうに考えてございます。しかしながら、今日の景気動向による税収の変動等が予測されますので、引き続き将来を見据えました柔軟で計画的な財政運営に努めていくことが必要であるというふうには考えてございます。

私からは以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございます。

ただいま、地域行政制度と、それから区の財政状況についての説明がございました。この2つの説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、どうぞおっしゃっていただきたいのでございますが。

【委員】 議長。

【会長】 はい。

【委員】 今、いろいろ資料の説明をしていただいたんですが、約40分もかかっているんです。この後、資料2-2、2-3と説明すると、審議会1時間半の中で資料の説明でほとんどとられてしまうというのは、審議会の健全な姿じゃないと思う。もっとみんなの意見を述べ合うのが審議会であって、資料の説明を聞きに来ているわけじゃないので、資料の説明の時間は審議会の時間から省いてほしい。1時間半以外。また、審議会の意見の交換会は1時間半という形に変えていただきたいと思いますと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

【会長】 とうですか。いかがでございますか。

【委員】 これは、審議会の資料の説明で全部終わっちゃいますよ。何のために我々は集まっているのか。資料の説明を聞きに来ているんじゃないんです。審議をしに来ているんですから。

【委員】 そういうこともあるかもしれませんが、基本的には、やはり正しい認識をして正しいデータで評価をしないといけないということでは、ある程度意味はあると思うんです。

【委員】 もちろん意味がある。

【委員】 それで、こういうものを皆さんで共有することも大事でしょうし、それからやはり次のテーマを速やかに検討する上では、こういうことも必要だと思うんですけども、できるだけ手短なほうがいいということで、そこはご理解いただきながら説明を続けてほしいと思います。

【委員】 やはり討議は十分尽くすべきだと思う。ですから、審議会の意味は、やはり課題を審議する場を重視するべきだと思います。それで、このくらいの資料でしたら各委員に事前に配付すると。そして審議会では、要点のみを説明するというふうな効率を図るような討議の仕方を工夫したらいかがでしょうか。

以上です。

【会長】 ほかにご意見はございますか。

今のご意見は非常に貴重なお話だと思うんですが、スタートして2回目ということで、共通認識が必要ということで、多分、事務局のほうはそういう資料を用意したと思うんですが、今後できるだけ、それでは資料の説明というか、事前の資料配付等によってできるだけ事務局の説明を短くしていただければと思いますので、それでよろしゅうございますか。

【委員】 時間制限をつくってほしい。あいまいに決めてほしくないです。15分なら15分間資料説明。それときちんと説明できるような態勢で行政側は臨んでほしいと思う。いかがでしょうか。

【会長】 15分ぴったりのわけにいくかわからないんですが。それを目指して、ひとつ次回からは検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

【庁舎計画担当部長】 はい。今のお話の資料の関係については、なるべく簡略化してセッティングさせていただくように努めさせていただきます。やはりまだ1回目、2回目につ

きましては、どうしても皆さんの共通認識、要するに皆さんの認識の中でかなりばらつきがございますので、基本的となるところについては共通のレベルのところまで認識を持っていただけるようなという心づもりで、ご説明をさせていただきました。そういう面でちょっと長いということであれば、その辺は検討させていただきます。

【委員】 議長。

【会長】 はい。

【委員】 共通認識ということでしたら、いろいろ出してほしい資料はたくさんあると思うんです。

5月に、27カ所で報告会が行われたはずです。そのときに、約361名の区民の方がその報告会に参加しています。その報告会の中で、区民の方がいろいろな意見を言っております。その区民の方がどういう意見を言っているかということは、ここの委員の方ですべて知っている方はおられないと思うんです。その報告会で出た区民の方の意見をまとめた資料を出してほしいです。それがないと、区民との共通認識がとれないです。

【会長】 そういう資料が。

【庁舎計画担当部長】 まず報告会のことにつきましては、すべてのお知らせにも載せさせていただきました。それから要約ですけれども、またホームページにも皆さんに見ていただけるように、その後引き続いて載せてございます。報告はホームページに掲載させていただいておりますので、全部見ていただくことができるような形にさせていただいております。

その後行いました区民意識調査につきましても、同じように区のお知らせ等で区民の皆さんにお知らせをさせていただいております。それにつきましてもご覧いただけるような手当てをすべく、区政情報コーナーとか、あるいはご覧いただけるような手立てをそれぞれさせていただいておりますので、もしご覧いただきたいということであれば、いつでも皆様のほうにお配りすることができますので、またさせていただきたいと思っております。

【委員】 私が手に持っているんですけれども、これだけ分厚くなるんです。区民の方の意見が。これを私は全部読みました。どういう意見が出ているかというのを、私は区民の方の意見は頭の中に入っています。これだけのものを皆さんにやはり配るべきなんです。委員の方に。ホームページを見ろとかじゃなくて、審議会なんですから、審議会の委員の方に資料として出すべきだと思うんです。

【庁舎計画担当部長】 ですからお出しすることは構いませんということは、そういうお話をさせていただきました。

【委員】 だからホームページ等々じゃなくて、その資料を至急出していただきたい。

【庁舎計画担当部長】 もちろん、ホームページ等でも載っていますということのお知らせをさせていただきましたけれども、出すことも別に準備は簡単にできますので、出させていただきます。

【委員】 じゃあ、それは実行していただけるわけですね。

【庁舎計画担当部長】 はい。

【会長】 今日は確かにそういう説明が多くて、まだこれからかなりありますので。

【委員】 そうですね。終わっちゃいますね。だから審議というのはこういうことをやり合って初めていろいろなことができるので、説明だけ聞いていても、全然審議会にならないですよ。

【会長】 まあ、しかし。

【委員】 だから、今、この場からも早くこの資料1、2、3の説明、もう2-1は終わったんですか、次のあれですか、説明していただいて、早く審議に入ってほしいと思います。たくさん話したいことがありますので。

【会長】 とりあえず、じゃあ手短に。

【委員】 お願いしたいです。

【会長】 次からは、簡潔に説明をお願いしたいと思います。

それでは審議（2）の審議会の全体像と検討手順について、事務局から説明していただきます。

【庁舎計画担当課長】 本日のご説明は、前回の審議会で委員さんのほうからご説明してほしいという要望があったものにつきまして何点か説明させていただいております。前回の審議会で、ご自分の発言のタイミングをつかみたいので、全体のスケジュールを示してほしいというご要望がございましたので、現時点での全体スケジュールを資料2-2として作成いたしました。

まず全体を説明いたしますと、来年8月の答申に向けまして、毎月1回、合計10回の審議会が開催されるものとして作成してございます。最後の8回から10回の3回につきましては、答申書の作成、確認になりますので、実質審議をできる回数は限られてまいります。本日の第2回目を含みまして、第3回目までに本庁舎の現状と問題点の確認をしていただき、第4回目くらいには改修にするべきか、改築すべきかという基本的な事項についての方向性の確認をいただければと思います。第5回から第7回までを、庁舎に取り入れるべき機能、

規模、立地などについてご議論いただければと思います。

今回の検討テーマに加えまして、前回の審議会で出されました、例えば先ほどご説明しました地域行政ですとか、区の財政状況につきましては、メインの検討テーマに関連する背景テーマとして、右側に書かせていただきました。また、前回提案されました残りの現庁舎の評価や庁舎位置の歴史的背景などにつきましては、今後、関連テーマを討議していただくときに、あわせてご議論いただきたいと考えております。したがって、本日は第2回目のところに記載してありますとおり、庁舎の現状とあるべき姿につきまして、検討テーマとさせていただきますと思います。

説明は以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

これにつきまして、ご意見ございませんでしょうか。先ほどのお話にもちょっとございましたが、関連していると思いますが、何かご質問はございますでしょうか。実質的にはどうしても第4回目ぐらいから議論が始まるというような感じでございますけれども、いかがでございましょうか。（「意見なし」）

それでは次に、審議（3）本庁舎等の現状とあるべき姿について、事務局から手短にお願いたします。

【事務局】 はい。では、右肩に資料2-3と書いてあるこちらの資料、前のスライドを活用してご説明をさせていただきます。では座らせて、失礼いたします。

本日、ご議論いただきたいポイントはこちら2点でございます。まず本日は区民サービスに限ってご議論いただければと考えてございまして、現庁舎の現状と課題、またあるべき姿、こういったものはどういったものであろうか、そういったものにご議論いただければと考えてございます。

まず1点目、区民サービスにおける現在の庁舎の現状と課題、こちらについて整理をさせていただきました。本日委員の皆様方の中には、庁舎を既にご見学いただいている方々がいらっしゃると思いますが、改めて庁舎の特徴及び課題について整理をさせていただければと思ってございます。

まず区民サービスの面におきましては、大別いたしますと3つほど課題があるかなと考えてございます。1つ目、狭隘化が進み、窓口スペースやパブリックスペースが不足している。2つ目、庁舎や窓口が分散化、わかりにくい、利用しにくい、そういった課題があろうと。3つ目、バリアフリー化への対応が不足しておると。こういったものが課題として挙げられ

るのではないかなと。一方④と書かれておりますオレンジの部分でございますが、歴史文化に支えられた区民のシンボル・交流拠点、こういったものが世田谷区庁舎の大きな特徴ではなかろうかと考えてございます。以上、これらについて個々にご説明させていただければと思います。

まず1つ目の課題でございますが、庁舎狭隘化のために十分な窓口スペースを確保できず、充実した区民サービスを提供することが難しくなっているのではなかろうかと。窓口相談スペースが不足している、こちらは第一庁舎でも顕著に見られている問題でございます。また、窓口スペースが狭く、相談時プライバシーを確保できない、そういった問題もございます。右の写真では、ロビースペースの一部が相談室に使われているといった課題もございます。左の写真でございますが、第一庁舎2階の課税課の窓口でございますが、申告の受け付け時期など非常に来客数が多くなってございまして、非常に混雑するというような状況がございます。さらにはすぐ後ろで階段になっているということからも、安全面で非常に懸念されるといった問題もございます。

また右の写真、狭隘化によりコピー機とか棚が廊下のほうにはみ出しているといった狭隘化の問題というのも出てきてございます。さらにロビー空間が待合スペースと兼ねて利用されているという問題もございます。休憩スペースというものが十分に確保されていないという庁舎の問題というのもございます。こちら左の写真、エレベーター前が打ち合わせスペースに使われているというようなことであったり、区民の交流の場、イベントであったり展示会の場、区の施策のPRの場とか多目的に利用できる魅力あるパブリックスペースが不足している、こういったところも庁舎の課題として挙げられるのではなかろうかと。例えば右の写真でございますが、せっかくの作品の展示というものも、アートワークの周囲を利用するにとどまっているなど、魅力的な空間づくりというのがなかなかできていないのではなかろうかと、そういった課題も考えられます。

さて、これは庁舎周辺でございますが、駐車場への出入り口、渋滞が生じているというような問題もございます。また右の写真、駐輪場も不足してございまして、煩雑に庁舎の周りに置かれていると。さらに歩車分離がうまくいっていない、そういった問題も指摘できると考えられます。

さて、課題の2つ目として挙げておりました庁舎や窓口が分散化してわかりにくい、利用しにくいといった問題でございますが、例えば左、第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎と分かれてございますが、用件によっては幾つかの庁舎を行き来する必要があるなど、区民にとって

はわかりにくい、利用しにくい庁舎になっているのではなかろうかといった課題でございます。

これは第一庁舎の正面玄関にあるサインでございますが、これをご覧になっていただいてもわかるとおり、国保・年金課は第二庁舎の2階と。住民票・戸籍は第三庁舎1階と。転入届けなど同時に手続が必要な場合、行き来しなければいけないといった問題も現庁舎では抱えているというふうなことでございます。

さらに3つ目、バリアフリー化の不足といった点でございます。世田谷区ではバリアフリー化の取り組みを順次進めているところでございますが、まだまだ段差が多いといったことから十分な対応はできておらず、だれしもが使いやすい庁舎にはなっていないという課題が挙げられます。

例えば、前回の審議会修了後も通られた方はいらっしゃるかと思いますが、第一庁舎では夜間休日受付が階段の下にあって階段を上らなければいけないと、そういった問題も抱えてございます。さらに特徴的でございますが、トイレが階段の途中にあると。階段を利用しなければトイレを利用できない、そういった課題もございます。

次に区民会館でございますが、特徴的なデザインの階段、段差を多用したデザインでございますが、一方では車いす利用者の方には移動が困難になるなど、そういった問題もございます。さらには段差の解消用の昇降機というものが設置されてございますが、車いす利用の方はスムーズに利用できないといった問題もまだ抱えているということでございます。さらにさまざまなサインというものが混在している、視線の中に入ってくるというためにわかりづらいという問題があって、一新すべきというふうには考えられますし、そういったサインの計画だけではなくて、わかりやすいフロアの構成とかそういったことも検討すべき課題ではないかと考えております。

さて、これまで幾つかの課題についてまとめさせていただいたところでございますが、一方では区民に開かれた交流の場であるといった点は十分に評価されるべきではないかと考えてございます。区庁舎というのは区民会館や中庭など、開かれた空間と一体になっているというような特徴を持ってございまして、これまでも多様で活発な区民活動が積み重ねられてきたというような実績がございます。こういったところは十分評価されるべきだろうと考えてございます。

さて、このような課題を踏まえまして、では一体質の高い区民サービスを提供できる庁舎はどういった形があらうかといったようなところをイメージとしてまとめさせていただいて

おります。まず先ほど、課題として大きく3点あるとお示しさせていただきましたが、それぞれわかりやすく親しみのある窓口であるとか、明るく親しみの持てるパブリックスペースにしましょうとか、そういうふうな望ましい姿というものがあるわけでございます。さらに評価すべき点と申し上げましたが、歴史文化に支えられた区民のシンボル、交流拠点であるといったもの、これらも区民活動交流拠点の場として十分に継承されるべきだろうといったことを考えてございます。それぞれ望ましい姿のイメージとしてご提示させていただきます。

まず1点目でございますが、わかりやすく親しみやすい窓口というようなものをつくっていくことが大事でしょうという点でございます。それぞれに見てまいります、例えば左の写真にございますように、来庁者の要望に応じて案内や紹介を行うスタッフ、一般的にコンシェルジュと呼ばれているかと思いますが、こういった案内カウンターの設置によって、区民の皆さんが迷うことなく目的の窓口に行くことができるというような案内の設置であったり、右の写真にございますようにプライバシーに配慮して必要な接客スペースを確保した窓口、こういったスペースも必要になろうと考えてございます。また十分なスペースを確保した窓口スペースであったり、例えば座りながら申請書等をゆっくり記入することができる、こういった視点もあろうかと考えております。

例えば住民異動の手続を行う際など、住民変更の届出に加えて、国民健康保険であったり、お子さんがいらっしゃれば小・中学校の転校の手続など、こういった複数の手続を同時に行うというのが通常でございますが、そのためには複数の窓口を回るといような不便さが一般的にあらうかと思われます。最近ではこうした複数の窓口を区民の皆さんが移動するという不便さを解消するという目的を持って窓口を一元化すると。一般的に総合窓口化というふうに言われておりますが、こういった取り組みが全国でも進められているところでございます。

さて2つ目でございますが、明るく親しみの持てるようなパブリックスペース、こういったものが必要ではなかろうかという視点でございます。やはりエントランスというのは、区民の皆さんが最初に訪れる空間として気軽に立ち寄り、自然な交流であったり多様な情報を共有ができるというような配慮が必要かと考えております。先ほどもミニコンサートの話が出ましたが、やはりこういった活動においても十分なスペースが必要になろうといったことでございます。また区民の皆さんが多目的に活用できるようなスペースというものを配置することによりまして、区民の皆さんの活動を支援して、さらには活動の活発化が期待され

るというようなところでございます。

3点目でございますが、わかりやすい案内サイン計画といった視点でございます。常に庁舎内に必要なわかりやすいサインが設置されているところでございますが、まだいろいろな工夫があろうということで、ご提示させていただきます。例えば色分けによって、非常に見やすい視覚的に訴えるという話であったり、映像や音声といったもので訴えていくというようなものが効果的な方法としては考えられるのではなかろうかと考えております。またこういった上の図、ピクトグラムといわれるものでございますが、こういったものをうまく活用していったり、サインの形、大きさというものがわかりやすいというような工夫も必要かと考えております。

さて、4点目でございます。今後、確実に高齢化というものが進むわけでございますが、高齢者であったり障害者の方にも使いやすい庁舎となるように、まずはバリアを取り除くといったことが重要になろうと。さらにはそういった方々だけではなく、すべての方が同じように安全で安心して利用できるという庁舎づくりというものも重要かと考えられます。

ここで一例としてバリアフリーという意味でございますが、例えばカウンター1つとってみましても、車いす利用者の方が使う場合、どういったカウンターが望ましいかというような例を挙げてございます。蹴り込み部分というのが奥行きですが、そういったものをしっかりデザインしておく必要があるんだというようなことでございます。さらには音声による誘導のサインであったり、点字を活用したもの、また手すりに設けられた点字など、こういった細やかな工夫というのも必要になってくだろうと考えてございます。またベビーベッドの配置であったり、お子様と一緒に使えるトイレなど、乳幼児や子ども連れのお母さんに特に重要になってくる視点かなと考えております。こういった配慮をデザインしていくということも重要になってこようかと考えてございます。

5点目でございますが、若干これまで①から④までそれぞれご説明申し上げた総括になってございますが、個々の取り組みを1個ずつ進めていくわけではなくて、全体として庁舎の計画を進めていきたいと思いますというようなことでございます。一個一個ご説明申し上げませんが、例えば区民広場における区民活動であったり、広場と一体になったエントランス、入り口、総合案内のコンシェルジュの配置、そういったものを総合として区民サービスを向上させる取り組みを進めていきたいと思います、こういう大きな枠組みでイメージされるのではなかろうかと考えてございます。

さらには現庁舎の評価すべき点と考えられます、区民活動交流拠点としての場としての機

能などは、形であったり、コンセプトとして十分に継承されていくべきであろうと考えております。庁舎機能の向上による区民サービス、こちらを充実させていくというのに合わせて、ぜひより多くの区民の方々にも来庁していただけるような庁舎というのが、世田谷区庁舎としては望ましいイメージではないかと考えてございます。

以上、長くなりましたが、こちらの資料についてのご説明を終わらせていただきます。

【会長】 どうもありがとうございました。

今、区役所の区民サービスにおける現状と課題、それから庁舎のあるべき姿という2点につきまして説明があったわけですが、今日の本題という感じでございますので、ちょっとこれにつきまして時間を割きまして、ご意見をいただければと思います。

【委員】 その前に、今、非常に部分的な話がもう出てきているんですけども、本庁舎そのもののあり方ということが、まず審議会できちんと皆さんと意見交換できていないと思うんです。この、委員から送られてきている私見が、先ほど皆さん読んでおいてくださいという形で終わっていますけれども、非常に今回のこの審議会の進め方に対して貴重なご意見を寄せていただいていると思うんです。まずこの辺をちょっとやはりきちんと読んで、その中でサービス面はどうだ、それから庁舎のあり方はどうだという大きな部分をきちんと話し合っ、その中からこの問題を話し合わない、いきなりこの問題を話し合うというのは非常にちょっと、会の進め方として私は問題があると思うんです。

それで、第1回のときにやはりあのような、使いにくいだ、バリアフリーがないだ、どうだこうだという話をしておいて、また今回もそういうふうなサービス面でこうだこうだ、使いつらいからこうだこうだという話というのは、何か行政側として何か恣意的なものがあるんですか。要するに庁舎は改築のためにもう進んでいるということを印象づけたいんですか。ということはこの審議会では、改築か改修かということがまだきちんと議論されていないんです。その辺はどうお考えなんでしょうか。

【庁舎計画担当部長】 よろしいですか。

まず今回、この議論をさせていただく中身としまして、最初に第1回目に皆様方からいろいろなご意見、お考えを自己紹介の中でいろいろ議論が出てまいりました。そういった内容で、最初にご説明いたしましたように、かなり本質的なことがかなりお話に出てまいりました。したがって、それらを出てきたことについて1つずつ審議会で議論をさせていただきたいと、こういうことで進めさせていただく必要があるのかなというふうに考えております。

それは1度に全部ばらばらと議論をしてもなかなか深まりませんので、それぞれ議論を取り上げて、まず今日は区民サービスの面から、じゃあ、ご議論をいただけたらということですね。前回のときに委員の皆様から出たご意見の中から、まず1つずつ、例えば地域行政制度、あるいは総合行政制度みたいなところについてご意見、あるいはこの時期に社会経済的に非常に厳しい状況になりつつある中で、じゃあ、どうなんですかというようなご意見もありましたので、そういったご意見を1つずつご説明をしながら議論を深めていきたいという形で進めさせていただきたい。

先ほど今後のスケジュールについてもご説明させていただきましたけれども、改修の必要性、あるいは改築の必要性、そういったものを、それぞれその時期になったときに議論をやはりしていただきたいと思っているところでございます。

【委員】 議長、よろしいですか。

すみません、皆さん、しゃべり過ぎちゃって。

今、なぜそういう質問をさせていただいたかということ、4年前にプロポーザルで報告書というこれができているわけですね。日本設計がとって。そのときのプロポーザルに何社か、7社か8社お見えになったんですか。そのときに渡した仕様書というのが私の手元にあるんですけれども、この仕様書の中で、件名としてまず「世田谷区新庁舎整備調査研究業務委託」と書いてあるんですよ。その4年前にプロポーザルをやるときに、なぜこの「新庁舎」という言葉が出てきているんですか。ということは、もう改築ありきのプロポーザルをやったんですか。庁舎の調査をさせたんですか。

だから、僕はこれは非常におかしいと思うんです。この庁舎が今後どういう形が庁舎としてあるべき姿かを問うたプロポーザルだったら、また違うと思うんです。今後の庁舎のあり方を調査報告してくださいという内容だったら違うと思うんです。だけどこれは「世田谷区新庁舎整備調査業務委託」と書いてあるんですよ。新庁舎というのは、普通、一般の人が聞いたら新庁舎というのは新しい庁舎という意味ですね。これはずっと中に4つも出てくるんです。新庁舎、新庁舎と。だからその新庁舎とは何なんですか。そのプロポーザルのときに、仕様書としてつくってお願いしたということは。

【庁舎計画担当部長】 よろしいでしょうか。

まずプロポーザルでやった内容としましては、名称がそういうような名称で発注みたいな形をされたかもしれませんが、実際の内容は見ていただきますと、今回のこの報告書ですね、5冊、6冊。要するに、すべて改修も含めて客観的にどういう状況にあって、改修の必要性、

改修でどうだろうか、あるいは改築でどうだろうか、こういったことをやはり同じレベルで一応評価をさせていただいているといえますか、調査をさせていただいているという形になってございまして、新たにつくることを前提とした調査ということではございませんので、そういうことでご理解をいただければと思っています。

【委員】 いや、理解できないんです。

【会長】 どうぞ。

【委員】 よろしいですか。

この報告書が改修と改築が同じレベルだと、今、部長さんのほうでお話が出ましたけれども、この報告書を読むと同じレベルの報告書になっていません。改修の調査が全然足りません。この建物が、コンクリートがどのくらい中性化が進んでいるのか、それからコア抜きしたときに圧縮試験でどのくらいの強度があるのか、そういうようなデータが1つもないじゃないですか。それからこれは調査を、改修したときのエネルギーコスト、新築したときのエネルギーコスト、取り壊したときのエネルギーコストとかそういう比較も全然入っていないんです。だから同じレベルで報告書が出ていないんですよ。

その辺をやはりきちんとクリアにしてももらわないと、改築か改修か、サービスという前にやはりその本庁舎のあり方そのものが、やはり広い行政の組織のあり方から議論していった中で改築にするか改修にするかも含めた話にならないと、このサービス面がいきなり話題になるというのは、僕はちょっとあまりにも前段の審議が尽くされていないような気がしますけれども、いかがなものでしょうか。

【庁舎計画担当部長】 会長、よろしいですか。

今、委員のお話の内容は、まさに要するに、今現状の庁舎の状況について、委員の皆さんにご説明をさせていただいたり、見ていただいている、こういう状況にございます。これを踏まえて、この後、委員が本題とされているところの改修なのか、あるいは改築がいいのか、あるいは当分両方とも手をつけなければいいということになるのか、この辺はこの後の3回、4回目、5回目あたりの改修か改築か、その辺のところで改めて今のようなご意見を出していただいて、今後、じゃあ必要なのだろうか、そういうところをやっていただければと思っています。

今現在、切り口といたしまして、区民サービスのあり方について、今日、基本的にお考えをいただければ、議論していただければ。その次に防災の観点から、じゃあ、どういう庁舎として問題があるのか、あるいはこのままでいいのか議論をしていただく。そういった切り

口を全部取りそろえた上で、今度トータルとして、じゃあ、今、委員がおっしゃったような不足しているところがあるじゃないかという議論も、改修・改築の中でまたご議論をしていただければと思っております。

【会長】 今もご説明がありましたが、現状認識として、ある程度の理解は必要ではないかという感じがいたします。次回も防災、それで環境面についての現状認識ということで説明があると思いますが、その辺の議論を将来持っていくために、ぜひ我慢して聞いていただきたいというところなんです。

【委員】 それはもちろん我慢して聞くのではなくて、やはりきちんとした、その場できちんとしたことを言うておかないと、やはり私はいけないと思います。

【会長】 そうです。結構ですよ。

【委員】 僕は世田谷区というのはすばらしい行政だと思って、既に長いこと住んでいますから、やさしさを持った行政だと思っているんです。それが、例えば前川さんがつくられたこの建物が、まあ、前川さんは設計者ですから産みの母ですよ。その子どもが、今、これからいなくなるか、それともみんなで一生懸命やって少し健康を回復させて使っていくのかという瀬戸際なわけです。それを、そういうやさしさを持った行政がなぜプロポーザルに前川事務所、母親を呼んで調べさせないのかという。僕はそのやさしさの欠けている行政というのは少しおかしいと思うんです。設計者が最後を見届けるか、もう一度、50年間よく頑張って使ってきたねと。じゃあ、もう一度しっかり調べて使えるかどうか、だめだったら、という結論をその報告書は求めるべきだと僕は思うんです。それが行政のやさしさじゃないかと思うんです。

それをプロポーザルでやって、日本設計は点数は2位なんです。なぜ選ばれたか、僕はもうこれは問いません。点数で1位は違うところがあったんです。だからそれがどうして2位の日本設計が選ばれてこの報告書をつくったか。

というのは、特別委員会に出てもこの報告書が議員たちの間で聖書のようになっているんです。議員さんの特別委員会で、改築ありきの話しかしていないわけです。私は傍聴して聞いていますけれども。この報告書がいろいろな意味で非常にウエートを持っているわけ。その辺のやさしさが欠けた行政というのは、僕はいかがなものかと思う。最低限前川さんにお声をかけて、そういうものを調べていただけないでしょうかというやさしさがあるのが本来の行政の姿だと。

僕はそういうことで、先ほどから強くいろいろなことを言わせていただいています。だか

ら議長、申しわけございません。しゃべり過ぎちゃいまして。そういう意味では我慢して聞けといえは聞けます。

【会長】　　そういうことで、これに関してほかの方のご意見はございますでしょうか。

【庁舎計画担当部長】　　今、ちょっと誤解があるといけませんので、今回、日本設計さんが調査をやっていたということですから、プロポーザルで2位だったものということのご発言がございましたけれども、確認をしましたところやはり1位でございました。

【委員】　　点数ですか。

【庁舎計画担当部長】　　はい。1位でございました。

【会長】　　ほかにご意見がございませんでしょうか。

【委員】　　会長。

【会長】　　はい、どうぞ。

【委員】　　先ほどの発言も、発言者が自分で名前を言わなかったこと、失礼いたしました。

【会長】　　いえいえ。

【委員】　　最初にやはり自分で委員の名前を言って発言すべきだと思います。

今、事務局側の説明はこういうふうにしていきたいんだという課題提起であり、会長がおっしゃるように、現状認識をしてほしいという問題提起だと。しかし、我々側から見れば、それは少し先走り過ぎるよと。もっと前提のところで議論をすべきではないかということが、こちらのほうの発言になっているわけだね。ですから、事務局側で提案されることについては、私は否定しないんです。現状認識としては非常に正しいし、やっていくべきだし。ただ、この審議会の権限というのは区長に答申しておくだけなんです。この議論が尊重されて、そして執行されるものじゃない。だからその辺のところを明確にわきまえた上で、そして審議していく。要するに限られた討議しかできないんだということをまずしっかり押さえる。

だから改築ありきでどんどん進められると、我々は危惧を感じるという問題が存在するわけですから、それをしないように、誤解を与えないような方向で問題提起をしていたら、大変ありがたいと私は思います。

以上です。

【会長】　　ありがとうございました。どうぞ。

【庁舎計画担当部長】　　調査報告書では、改築のほうが改修よりもすぐれているのはいかというような報告書になっているかと思います。ただ、審議会をお願いしているのは、

改築ありきでご議論をいただきたいということは、はっきり申しまして思っているわけではありません。区長は、改築の方向で検討をしたいということをはっきり申されています。それは区長の思いとしてそういうことでございますから、私どももそういう方向で検討を進めさせていただければと思っています。ただし、委員がおっしゃったように、改築ありきで要するに議論をしているというふうに思われてしまうことについては、私どもも不本意でございまして、そうではございませんので、審議会として、区長は改築の方向で考えてはいますが、実際に審議会では改修・改築の議論をしっかりやっていただければと、こういうことでございますので、それについては4回目、5回目の段階でやはり十分にご議論をいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ちょっと今までの意見からいたしますと、まだちょっと区民サービスにおける庁舎のあるべき姿は早いんじゃないかというような話かと思えますけれども、とりあえずは現状という問題については、皆様の認識をきちんと共有化していくことは非常に大切ではないかという気がいたしますので、今後、その内容を土台にしまして、順番に議論をしていきたいと思えます。

今回はあるべき姿まで、一応テーマを挙げておりますけれども、これはまだ先の話かという話にしてよろしゅうございますか。ただ、もうはっきりしたことははっきりしたことだと思えます。

はい、どうぞ。

【委員】 議論の立て方としては、まずどういう区民サービスをしていくべきかという議論が最初にあってしかるべきだと私は思います。

というのは、どういうサービスをするかによって、どういう建物が必要かということになるわけで、そのどういう区民サービスが必要かという議論抜きに建物の議論はできない。これは論理的な順序としてはそうではないかと思えます。そういう意味では、今回、区民サービスのあるべき姿としてここまで必要かどうかという議論をしておくことは、大変重要だと思います。

今のプレゼンテーションに関して言えば、私は現在の状況において、各市町村の行政として、今日、パワーポイントでご説明いただいたような水準はまず必須ではないかと。それを超えて、それよりもっと低くていいという議論があるなら、この場でぜひ言っておいいただきたい。その上で先の議論を進めなくてはいけないと私は思います。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 その議論について、皆さんのご意見を限られた時間でもいただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

【会長】 今のお話もございまして、いわゆるその課題の問題と、それから行政サービスとは一体何かというようなことを1度に議論するのはちょっと難しいかもしれませんが。

【委員】 いずれ両方のファクターについての議論は必要なんですね。

【会長】 いずれ、両方必要なんです。そのとおりですね。

【委員】 まず、どういうサービスが必要かということを検討するべきではないでしょうか。

【会長】 そうですね。

【委員】 現在、例えば三軒茶屋の庁舎とこの庁舎とで行政の窓口が分かれているわけですが、皆さんはどういうふうにお考えでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 委員のお話は全くごもっともだと思います。区民あつての庁舎であるわけですから、本庁舎を含め総合支所、出張所、すべてが区民サービスのポイントだと思います。ですからその話をすると、本庁舎だけじゃなくて、今の行政組織そのもののあり方、どんどん出張所が少なくなっているような話も聞いております。それで、本庁舎にいろいろな機能が集まってきて非常に不便をしていると。世田谷は広いので、どちらかというと5地域に分かれて、その5地域の分庁舎でいろいろやってくれたほうが使いやすいという意見が、先ほどの報告会の中で、区民の方から意見が多々出ております。烏山地域の人はこちらに来るのに1時間もかかると。前は分庁舎のほうにあった機能が、どんどんこっちに持ってこられて、非常に不便をしているというご意見もあります。ですからそういう観点から、その窓口のサービスも含めて、全体の行政のサービスがどういう形になっているかということがサービスの根本だと私は思っています。

【会長】 これはなかなかちょっと難しい問題でしょうけれども。

【委員】 でもこれを話さなければ絶対に。

【庁舎計画担当部長】 地域行政のまさに制度そのものの理念のところ、委員はおっしゃっているということだと思います。そういう意味で、先ほど、要するに本庁舎に来た部分というのは、私どもの課長の説明でありますように、業者さんがやるような窓口の業務が本庁に集約されて、効率化を図ったものです。地域にあつてしかるべきものについては地域に

そのまま残してあって、地域の住民の方にとっての利便性をそう大きく妨げるような状況をつくったということではないと思っております。そのところは、ちょっと知らない方が誤解をされているような部分が若干あるのかなと思っております。

以上です。

【委員】 確認建築審査機関が、たしか分庁化されていたと思うんです。それが今、全部本庁舎に集まってきた。それで4階で一番混む窓口とって、いつもここのあれに出てきて廊下まではみ出してどうだこうだという話は、実はその階なんです。人がたくさん来て一番いつも混んでいるのは。その矛盾というのは、今、部長がお話したのとちょっと違うじゃないですか。だってまちづくりというのは、こういうものを建てたいという人たちがその分庁舎に持ってきて、その近くの地域の者はその分庁舎で見て、審査して、確認をおろしてあげるほうがずっとわかりやすいじゃないですか。まちづくりと一体になっていて、建築と審査と。だからそれをなぜ本庁舎に集めてきちゃって、それで、今、サービスは落ちていましてとおっしゃったけれども、そんな話は全然ここに出てきませんよ。この361人のモニターの生の声は。

だからその辺は、僕は区民と行政がずれていると思う。今、部長がおっしゃっていることと区民の意見とが。だから皆さんにこれを読んでおいてほしいと言っているのはそういうことなんです。

【庁舎計画担当部長】 会長、よろしいですか。

【会長】 はい。

【庁舎計画担当部長】 一応もう課長のほうで地域行政制度についてお話をさせていただいて、これまでの取り組みも説明させていただきましたので、不十分な部分について、20名の委員さんのところで認識をいただいている部分といただいていない部分がございますので、その前に1回ちょっと委員にはどういう状況にあるかということをもう1度別にご説明をじっくりさせていただきます。

【委員】 いや、それはおかしいですよ。審議会のみんなが集まっていて、僕は質問させていただいているんだから、その質問に対して審議会の方みんなにきちんと行政の考えはこうだということを。僕が個人的にやるということは、僕がしゃべり過ぎているからですか。それはおかしいですよ。民主主義じゃないよ。

【庁舎計画担当課長】 今、建築確認申請の話が出ましたので、その部分についてのみちょっと簡単に説明させていただきたいと思います。

建築確認申請については、建築基準法の改正によりまして、それまで行政のみで確認申請を下ろしていたんですが、それが民間にも開放されました。それで件数が減ったことで、その後、姉齒事件等がありましてまた件数が逆に行政に戻ってきたということはありませんけれども、契機としましては建築基準法の改正によって民間でできるようになったことから、本庁に集約したものでございます。

区民の方と一緒にまちをつくるという意味で、ハードの街づくり課は総合支所に残してございますし、先ほどご説明しましたように27のまちづくりを行う「出張所、まちづくり出張所」は引き続き地域に残してございまして、区民の皆様と一緒にまちづくりをしているところでございます。

以上でございます。

【委員】 これはほんとうにしゃべり過ぎちゃうから、まあ、いいです。

【会長】 非常に難しいところだと思いますが、なかなかそれ以上の話は難しいんじゃないですか。

【委員】 いや、だけど分庁舎と出張所のあり方をきちんと議論しないと、本庁舎の規模とか何かが決まってこないんじゃないですか。どのぐらいの規模のものが本庁舎でやったらいいのかということが。分庁舎にどのぐらいの機能を持たせていくのがこの世田谷の行政の中で必要かということを中心にきちんと議論しないと。

【会長】 これは先ほどちょっと地域行政についてのご説明がありましたよね。そのいわゆる地域行政というので。その中で三層構造というのが長いこと議論されてきているわけです。それが現状認識としてきちんと確認されているかどうかというあたりが不安だとおっしゃるのか。

【委員】 いや、庁舎問題報告会実施結果というこの中で書いてあることって、みんな「不便になった、不便になった」ということが書いてあるんですよ。だから行政のやっていることに疑問を持っているんです。本庁舎がどんどん肥大化していくこと、そしてその結果、庁舎がサービスが悪くなったから建てかえるという論法に対して、みんなおかしいと言っているんです。

そうじゃなくて、もうちょっと出張所とか分庁舎を、きちんとサービスの窓口を充実させてくれば、こちらの規模が例えばもう少し小さくて済むかもしれないですし、そういう大きな話から決めていかないというのは、本庁舎のサービス面がどうだこうだという話よりも、その大きなものをきちんとみんなで共通認識を持たないと、それを審議会として「区長、今

それはちょっと改築の問題に上げるにはちょっと早すぎますよ。もう少し行政の形態をこういうふうにしちんとしてから、こういう問題をとらえましょうよ」ということになるかもしれないわけですから。

それで、2002年に国土交通省と文化庁が、これは画期的な本なんですけれども、『公共建築物の保存・活用ガイドライン』というのを出しているんです。公共建築物というのは、使えるうちは使ってまちづくりに役立てていこうということが、きちんと国土交通省と文化庁の中でこういうガイドラインというものを出して、公共建築物をやるときにはこういうガイドラインに基づいて使えるなら使っていって、それをまちづくりの拠点にきなさいと。それは長い間区民がその空間を受け継いでまちづくりの拠点になっているんだから、なるべくだったら残していきなさいと、非常に今の時代に合った考えを国土交通省と文化庁が出しているんですよ。この中ですばらしいコメントを東大の歴史研の鈴木博之先生が書いていらっしゃるし、国土交通省の寺本さんも書いていらっしゃるし、文化庁の亀井さんも書いていらっしゃるし、います。

こういうことを区長はお読みになったのか。それとも日本設計の人はこの『公共建築物の保存・活用ガイドライン』というものを参考にしちんと報告書をつくったのか。その辺をきちんと問いたいと思っているんです。こういうものが国から、公共建築物というのはこういうふうにならんで使っていきなさいと。スクラップ・アンド・ビルドの時代じゃないんだよということを、もう国のほうはわかっているんですよ。その辺の議論をきちんとしない限りは前に進まないと僕は思っています。サービスがどうだっという前提の前に、サービスのあり方はまさにこの実施結果の中ではみんな不便になったと言っているんですから。

【庁舎計画担当部長】 会長、よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【庁舎計画担当部長】 まず、私どもの区のほうで取り組んでおります地域行政制度、これについては基本的には理念を生かして三層構造を維持・充実していくんだと、こういう姿勢は変わっていないわけです。これにつきましては議会でもそのように説明をさせていただいていますので、それは変わりはありません。

ただ、社会状況の変化の中で、それぞれ効率性を求めなければいけないというようなところがあれば、それは必然的にそういった区民の声もございますので、見直しも当然やるというスタンスでございまして、今、事務量の問題について、じゃあ、支所と本庁との中での仕事の役割分担というものが当然議論されるわけです。今後のことについては、例えば地方分

権であるとか、世の中の社会状況の変化で新たな行政需要というのはどんどん出てまいります。そういったことも含めて、どんなことがあるかわからない中で議論をしても議論が煮詰まりませんので、現状を是としていただいて、その中で議論を深めていただくということではないと先に進まないのかなと、こんなふうに思っております。

【会長】 まあ、予定の時間がそろそろ近づいてまいりますけれども、とにかく現状認識共有化ということで、今回は。

【委員】 現状を是と言ったんですよ。

【会長】 というのは、行政制度としてということだろうと。

【委員】 会長、いいですか。

【会長】 はい。

【委員】 議事の進行で、審議会の審議の充実性の問題から考えて、こう対面で議論していると、他の人たちは傍聴者になっちゃうわけです。これだと民主的なルールの審議になっていないんです。申しわけないけれども、委員のように、個人的な意見として文書を提出いただくというふうなことも1つの手段じゃないかと思うんですが、それは会長いかがでしょうか。皆さんにお諮りいただいて、やはり充実した内容にするための決まりごとを遵守する、維持するというような方向で、次回の審議会はもっと活性化するという形にしていいただければありがたいと。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

今のご意見につきまして何かございますでしょうか。1つの方法だと思いますが。

【委員】 ご提案いただいたので、そのようにさせていただきます。

【委員】 審議のやり方としては、いろいろご意見を出していただいた上で項目立てて審議していくべきで、出された紙をすぐその場で議論するというふうにしないほうがいいと思います。そうしないと、議論の検討のプロセスができてきませんので、いずれどこかの回では議論するにしても、一応会長がお考えになったプランのとおり議論を組み立てていくというふうにしたほうがよろしいかと思います。

【会長】 ほかにご意見がございませんようでしたら、そのようにさせていただきます。

【委員】 ちょっと一言だけいいですか。

今日せっかく早くに来たのにすごく無駄なことをしたような気がするんですけども、どうでしょうか。何か一生懸命あっちへ行ったりこっちへ行ったりして、各庁舎を見て歩いた

のに、何かそんな、別にこのレジメどおりにやればいいじゃないですかって私は思うんです。先ほど委員がおっしゃったみたいに、意見のある人は先に前もって役所のほうに言っていたいて、皆さん審議委員に配付していただけますか。

例えば、今、委員がせっかくこれを持っていらっしゃっても、委員1人で持っているから誰もわからないのに、委員1人が言っても何を言っているのかなと、すみません、思うわけです。審議委員の方にある程度のところを会議の前に教えていただければ、私たちも勉強してこれると思うんです。せっかく今日は4時半から勉強したのに、今日の6,000歩は何だったんでしょう。

【委員】 いいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 いろいろ議論はありますけれども、これで改修・改築というか、そういった面の予算とか、確かにここで、今、税政面の上がりの状態、これはわかったつもりです。しかし庁舎の改修と改築といった面のバランスシートにかけた場合、これはどういうものかなという、そういった我々素人の目から見て、実際これから建てかえたほうが効率もよければ予算もかからないと。1年、2年の計画でやるわけじゃないですよ。今後10年、20年の計画に基づいてこれからやろうとしている。その今、現時点に来ているわけです。

ですからここで、例えば何百億円をかけて改修してそれでよくなって、その後、継続して何年それがもつか。だったらある程度、ここで大なたを振るって新しいものをつくって、それで収支バランスにかけたときに予算面で、また他区内でもばかでかいのができています。世田谷でもそのばかでかいのをつくろうというんじゃないと思うんですけれども、我々素人から見ていて、そのバランスシートにかけたときに、先ほど委員が言っているように原点はその辺に議論する部分もあるのではないかという、そういったような意見なんです。

ですから、ある程度お金をかけてとりあえずあと30年使えるというのであれば改修でいいわけです。それが無理だったら、ここで議論して建てかえればいいんじゃないかというふうな方向に入っていけばいいと。その辺のバランスシートというのが、この資料の中には出てきていないわけです。ただ税制として、確かに先ほどの説明にあったようにわりと健全な経営体制というか、区政の部分で言えばこれだけ税収が上がってきていけば、それなりに何とかなっているというのはわかります。根本的にはね。

しかし、これは5年も10年も先のことを計算したときに、今の状況、この現況から言えば税収が上がってくる見込みというのは、これは区も同じだろうと思うんです。私がそんな

ことを言うものではなくて国自身が税収の上がりが少ないんですから、やはりそういった面の部分から見てもバランスシートをかけて、それで検討する部分もあっていいんじゃないかなと、そういったような意見を持っているんですけれども、いかがでしょうか。

【会長】 その点は、多分次の審議会の第3回以降の話になってくると思います。

【委員】 でしょう？ だからその辺でやはり、私の意見なんですけれども、ちょっと間違えているかな、どうかなと思うんですけれども、自分としては。

【会長】 そんなことはございません。

【庁舎計画担当部長】 よろしいですか。

委員のお話のような部分というのは、当然、委員皆様の頭の中におありだと思います。こういうことも議論になるかなと思っではおりますけれども、また今回の審議会でどういうことを決めていただきたいかといいますと、改修あるいは改築、改築の場合にはどこにどのようなものを、あるいはどういうものを区民のためにつくったらいいか、あるいは改修なら改修でどういう修繕をしたらいいか、こういうことを議論していただければと思います。

その後に、今、お話のあったような財政計画を、出た計画案に合わせて財政計画をつくって、その中で要するに5年後、10年後、あるいは20年後を見通した財政計画の中で、その庁舎の問題についての経費をどのようにしていくかというのを考えさせていただく、こんな形になっていくかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員】 今考えるということは、5年先、10年先のやはり意見を組み入れて、これだけいいものが今までできてあったという、先ほど委員が言うように、確かにこれは貴重なものだと思います。だけど今後、我々の次世代の者がやはりよかったとか悪かったとか、これは、今言うのではなくて、後々の後の代の人がそれを言うわけであって、我々はそこまで議論なくていいと思うんです。そこまでは。

ですから改修で何とかできるのであれば改修でいいでしょう。改築になるのであれば、やはりその先のことまで見るということになれば、やはり現況に合わせたような税収と、そういったような区政の状況から勘案してバランスシートにかけて、やはりそれでは経費のかかり過ぎという問題も出てくるんじゃないかと。それから大きいものをつくり過ぎるんじゃないかと、そういったような予算のかけ方というんですか。だから、今、現在が危機管理といった面でいけば確かに世田谷区は遅れているかと思います。だからそういった認識で今後議論するというのであれば、新しいもののほうがいいのは間違いないわけですね。改修ではなくて改築というほうがね。

【委員】 間違いないということはないです。

【委員】 そうですか。

【委員】 改修でも全然問題なくできるわけです。ですから、今、バランスシートとおっしゃいましたけれども、バランスシートをやるとなると専門家を入れてきちんとまた調査して、お金をかけないとバランスシートにならないんです。バランスがアンバランスになります。

【委員】 アンバランスになりますか。まあ、その辺、だから検討する。

【委員】 だから時間とお金がかかります。

【委員】 そうですか。

【委員】 だからそれを予算化してくれるかどうかです。改修の場合はどのぐらいのコストになるか。環境コストも含めてやると。その専門家は、今、日本の中で少ないですから。

【委員】 でも、どうなんですか。その辺はやはり。

【委員】 やっておかないとほんとうはいけないんです。だからこの調査報告書では、それをやっておかなければいけなかったんです。

【委員】 いや、だから、もう既にそれができあがっているのかなというか、ある程度は。

【委員】 もう切りがないから、今度ね。

【会長】 まだまだご意見があるかと思えますけれども、相当時間が……。

【委員】 でも、そういう意見がいいですよ。こういう意見をやりながら、いろいろなことを。

【会長】 若干、時間も経過してしまいましたので。

【委員】 まあいいや。ごめんなさい。

【会長】 次の議題にちょっと……。

【委員】 そして最後に1つ謝っておきます。先ほど日本設計が2位だと言ったのは第1次審査で2位だったということで、第2次審査では逆転して1位でした。ごめんなさい。1.2ポイント差ぐらいで。それは大変失礼申しました。

【会長】 そうですか。わかりました。どうもありがとうございました。

では、ちょっと次回の第3回の日程及び内容の確認についてのご説明をお願いいたします。

【庁舎計画担当課長】 それでは次回でございませうけれども、先ほど全体のスケジュールで確認させていただきましたとおり、庁舎の現状とあるべき姿の第2回目といたしまして、災害対策面、環境面からご審議いただきたいと思います。日程は来年1月15日木曜日の午

後7時から、この庁議室でございます。ご出欠につきまして、確認表をまたお送りさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

【会長】 それでは、最後に本日の審議会議事録に署名していただく委員を私のほかに、後藤委員にお願いいたします。後日、事務局で議事録作成されますので、内容を確認されて、次の審議会の際にご署名をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ、お願いいたします。

本日はこれにて審議会を修了したいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

— 了 —